

座間味村森林体験交流促進施設 利用者募集要項

I 募集の概要

- (1) 対象施設：座間味村森林体験交流促進施設（古座間味ビーチ施設売店）
- (2) 募集事業者数：2 事業者
- (3) 利用期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
※但し、最長 3 年まで更新することができます。（再継続は行わない。）
- (4) 利用料金：年額 366,720 円（月額 30,560 円）
- (5) 利用者の募集：座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（令和 2 年 9 月 15 日 条例第 11 号）、同条例施行規則及び本募集要項に基づきます。
- (6) 利用者の選定：書類審査により決定。
応募者多数の場合は、書類審査後に公正を期すため抽せんを行い当選された 2 事業者を利用者として決定します。
※結果に対する異議等は一切受け付けません。
- (7) 応募資格：下記条件を全て満たす者
 - ・令和 2 年 1 月 1 日を基準日とし、本村に住民登録をして 1 年以上となる者。
 - ・村税や村が徴収する各種料金等において滞納が無い者。
 - ・利用者は、個人及び村内に拠点を置く法人又は個人事業主とする。
 - ・禁固以上の刑に処せられた経歴の無い者。
 - ・座間味村条例、規則及び規定に反しない者。
 - ・営業に際して必要な許可、免許等を有すること。
※出店に必要な「食品営業許可」「食品衛生管理者」その他必要な許可証は事業者で営業開始までに取得すること。
 - ・前回入居していない個人及び法人又は個人事業主。
 - ・現状施設での賃借に同意できる者。
 - ・年間を通して営業を継続できる者。
 - ・施設利用条件書（様式第 1 号 別紙 3 第 2 条関係）を確認し承諾した者。

(8) 利用条件

- ・ 村役場が、指定した箇所以外では、営業してはならない。
- ・ 構築物は設置してはならない。
- ・ 他人の迷惑になることをしてはならない。
- ・ 無断で譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- ・ 村役場の指示に従うこと。
- ・ 送迎を行わないこと。
(予約客等があるのであれば、旅行社等の契約書を提出)
- ・ 場所を問わず、一切の客引き行為を行ってはならない。
- ・ 港内への駐車禁止 (停車は可)
- ・ 施設及び施設周辺の清掃・維持管理を行うこと。

II 提出書類及びスケジュール

(1) 必要提出書類

- ・ 座間味村森林体験交流促進施設利用申込書 (様式第 1 号)
- ・ 施設利用計画書 (様式第 1 号 別紙 1 第 2 条関係)
- ・ 雇用者名簿 (様式第 1 号 別紙 2 第 2 条関係)
- ・ 住民票謄本
- ・ 身分証明書 (免許証など)

なお、様式については、村のホームページ、役場産業振興課窓口で入手して下さい。

(2) スケジュール

- ・ 募集期間：令和 2 年 12 月 8 日～令和 2 年 12 月 28 日
- ・ 抽せん：令和 3 年 1 月中旬予定 (応募者多数の場合)
※抽せんには、申請者が参加し、代理の場合は委任状 (任意様式) を提出すること。
- ・ 利用開始：令和 3 年 4 月 1 日

(3) 提出期限：令和 2 年 12 月 28 日、午後 5 時迄に役場庁舎必着のこと。

(郵送、直接持参に関わらず。)

※受付締切後はいかなる理由があっても受付しません。

III その他

その他詳細については担当部局までお問い合わせください。

座間味村役場 産業振興課 担当：玉代勢 (タマヨセ)

TEL：098-987-2312